

# 事業計画書

## はじめに

公益財団法人として、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たすために、引き続き社会福祉事業（公益目的事業）と介護事業（収益事業）を円滑に行っていく。

このことは、事業団の事業活動が広く市民の利益増進に寄与するという公益財団法人の社会的な役割を果たすことにつながる事となる。

令和2年度も「社会福祉事業」として、社会福祉施設の管理運営等の施設貸与事業及び社会福祉に関する支援事業や教室、相談支援等を実施し、「介護事業」として在宅で暮らす要介護高齢者や障がい者及びその家族の支援を行っていく。

また、令和元年度からいわき市健康・福祉プラザの健康増進施設及び宿泊研修施設の運営形態が利用料金制から使用料の方式に変更され、費用が市において予算化されたことから、事業団が実施する公益目的事業の大幅な赤字が解消されたが、公益財団法人としては公益目的事業の黒字は認められていないため、今後公益目的事業から生じる収支差額の処理について市と連携して検討していく必要がある。

さらに事業団としてより安定的な運営のために、収益事業である「介護事業」の収益が確保できるよう経営努力を進めていく。

## [事業の構成]

### ○社会福祉事業（公益目的事業）

#### 1. 施設貸与事業

（老人福祉センター・老人憩いの家、児童施設、へき地保育所、いわきサン・アビリティーズ、いわき市健康・福祉プラザ）

#### 2. ファミリー・サポート・センター事業

#### 3. 障がい者相談支援事業

#### 4. 健康づくりサポートセンター事業

#### 5. 温泉療法事業

#### 6. いきいき健康教室事業

## ○介護事業（収益事業）

1. 指定通所介護事業所
2. 指定居宅介護支援事業所
3. 障害者生活介護事業

## I 【社会福祉事業（公益目的事業）】

### 基本方針

令和2年度は、いわき市の公共施設の指定管理者として、昨年度に引き続き施設貸与事業である、老人福祉センター、児童施設、へき地保育所、いわきサン・アビリティーズ及び健康・福祉プラザの管理運営を行っていく。

各施設の管理運営については、施設の利用状況や利用者の意見・要望を聞き、施設運営に反映させることに努めるとともに、市民が常に安全かつ快適な施設利用ができるように努める。

また、健康・福祉プラザ健康増進施設及び宿泊研修施設については、昨年度に引き続き、今年度も暫定1年間の指定管理を受けたことから、これまでの運営の経験を活かし、関係機関と連絡を密にし適正な管理運営に努める。

その他ファミリー・サポート・センター事業、自主事業である温泉療法事業、いきいき健康教室事業については引き続き事業を実施し市民福祉の向上を図っていく。

各施設の状況や実施事業については事業団のホームページ等を活用した情報発信を行い、幅広い市民の利用に供することができるように努める。

### 事業計画

#### 1 施設貸与事業

- ① 老人福祉センター（平・勿来・内郷・四倉）老人憩いの家（小名浜）  
地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図るため、趣味の活動やレクリエーションを行う場として施設を提供するとともに、各種相談に応

じる。

高齢者なら誰でも無料で利用できる施設である点を広く周知し利用促進に努める。

- ② 児童施設（こども元気センター、小名浜児童センター、内郷児童館）  
地域における子育て支援や児童健全育成の拠点として、幼児教室及び赤ちゃんサロンを開催し、より多くの子どもや親子が施設を利用できるように努める。

令和2年度も前年度に引き続き子育て支援の利用促進を図るため、各種事業や行事を企画する際には経験豊富な児童厚生員が、子ども達や保護者の興味・関心のある事柄を反映させるなど工夫をこらしたメニューを企画し実施する。

また、市民が児童施設を通じて子育て支援や児童の健全育成に携わる機会をつくるためのボランティアの募集や、児童施設の機能を活かす事業として次の事業も実施する。

ア 地域活動推進事業

主に屋外で、子どもたちと様々な遊びを体験することで、子どもの健康増進や情操を豊かにする目的で行う。

- ・巡回事業
- ・自然体験活動事業
- ・子どもボランティア育成支援事業

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互に交流できる場所を児童施設に開設し、子育て支援員を配置して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育成を促進することを目的に実施する。

- ③ へき地保育所（永井保育所・桶売保育所）

前年度に引き続き、へき地において保育を要する幼児に対し、家庭養育の補完的機関として幼児の保育を実施する。

- ④ いわきサン・アビリティーズ

障がい者の教養の向上及び健康の増進を図るために、趣味や文化活動スポーツやレクリエーションなどの活動を行う場として利用者が快適に施設を利用できるよう適切な維持管理に努める。

また、今年度はパラリンピック開催年であるため、競技への理解及び普

及促進を図ることを目的に、前年度に引き続き車いすテニスなどのスポーツ大会の実施及びパラスポーツ体験教室等を市から受託し、開催する。

⑤ いわき市健康・福祉プラザ

ア 温泉利用型健康増進施設（クアハウス）

いわき市の代表的自然資源である温泉を利用しながら楽しく健康づくりができる施設であり、各種浴槽や温水プール、トレーニングルームを完備し、運動を普段から生活に取り入れることにより、生活習慣病の予防を支援するとともに、健康運動指導士・温泉利用指導者などの専門家による教室等を実施し、誰でも手軽に健康増進が図れるよう手助けをしていく。

イ 宿泊研修施設

低廉な料金で気軽に温泉保養を楽しめる施設として、魅力ある食事や宿泊施設を提供する。

また、利用者が年々減少していることから、**再度利用者のニーズ等を精査しサービス内容の見直しや効率的な宣伝活動を実施し利用者拡大に努める。**

研修施設については、前年度に引き続き地域社会の健全な発展のために各種団体などに会議や研修の場として提供していく。

また、浴室付大広間については、手軽に温泉を楽しめる施設としてより多くの市民の方が利用できるよう適切な施設管理に努める。

2 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人を会員として登録、組織化して、育児の相互援助活動が行われることで、子育て中の市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる保育環境をつくることを目的として実施する。

この事業の認知度は、まだまだ十分とはいえないのが実情であり、前年度に引き続き事業内容の周知を図るため、ポスターやチラシ配布及び子育て団体が実施するイベントへの参画を通じて広報・宣伝活動を強化し会員増に努める。

(1)会員の募集、登録

(2)相互援助活動の調整

(3)相互援助活動に必要な知識習得のための研修会の企画・開催

(4)会員相互の親睦を図るための交流会の企画・開催

### 3 障害者相談支援事業

障がい者福祉サービスを必要とする利用者に対し、サービス利用計画を作成する。必要なサービスの充実と支援に努め、安心して地域で暮らせるようきめ細やかな計画の作成を行う。

また、障がい者の状態、年齢、性別、生活の実態に応じ自己決定を尊重した個別的な支援を行う。

### 4 健康づくりサポートセンター事業

令和2年度は、市からの委託により健康・福祉プラザ内に「健康づくりサポートセンター」を新設し、サポートセンター利用者の健康に対する意識付けにつなげるため、健康運動指導士や管理栄養士などの専門職を配置し、運動や栄養、健康の相談・指導を一体的に実施する。

### 5 温泉療法事業

健康・福祉プラザは、高血圧症や糖尿病などの慢性的な病気の症状の緩和や血栓疾患や脳血管障害の後遺症等のリハビリなど、様々な効果があるとされる温泉療法が実施できる全国でも数少ない温泉利用型健康増進施設であることから、温泉療法医と連携して温泉療法を実施するとともに、温泉療法の実施内容の周知に努める。

### 6 いきいき健康教室事業

健康・福祉プラザの温泉利用型健康増進施設（クアハウス）のプールなどを活用し、市民の健康増進に寄与するため、当館トレーナーが講師となって運動教室を開催する。

前年度と同様に、高齢者をはじめ主婦層や勤労者等、幅広い世代を対象にそれぞれ利用しやすい時間帯で、午前1コース、午後3コース、夜間1コースの全5コースの教室を開催する。

## Ⅱ 【介護事業（収益事業）】

### 基本方針

令和2年度も前年度と同様に、いわき市健康・福祉プラザにおいて、指定通所介護事業及び指定居宅介護支援事業を実施し、いわき市障害者生活介護センターにおいて障害者生活介護事業を実施する。

いずれの事業においても、在宅で暮らす要介護者の自立的な生活を支援することで、市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たしていく。

これらの介護事業は、収益事業として事業団の財務面で重要な役割を担うことから、利用促進のため積極的な宣伝活動や事業運営の効率化を図り安定的な収益の確保に努める。

### 事業計画

#### 1 指定通所介護事業所（老人デイサービス事業）

通所介護事業所では、利用者が可能な限り、在宅においてその能力に応じ自立して生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者それぞれの要望、目的にあったサービスを提供し、利用者やその家族に満足していただけるような事業を実施する。

ここ数年当該事業の収益が悪化していることから、前年度以上に**地域の関係機関や介護支援専門員との連携を密にし、利用者確保を図るとともに各種加算等**を取得し**収益の改善に努める**。

#### 2 指定居宅介護支援事業所（ケアプラン作成等）

居宅介護支援事業所では、介護を必要とする方の相談を受け付け、その方の抱える問題点や改善点について把握し、関係機関、サービス提供事業者と連携し、適切な解決策の提案とそれに基づいたケアプランを作成する。

また、行政やサービス提供者との連絡調整を行い、ケアプランが有効に実施されるよう管理する。

3 障害者生活介護事業（障害者生活介護センター）

在宅で暮らす障がい者に対する日帰り介護サービスを提供するとともに家族の介護負担軽減を図り、障がい者の地域生活を支援する。

令和2年度は、効率的に人員を配置し、全ての利用者の方に良質なサービスを提供し、利用者やその家族の方に満足していただけるように努めるとともに、相談支援事業所等関係機関との連携を密にし、利用者増及び利用回数増を図る。

### Ⅲ 【管理部門（法人会計）】

#### 1 業務執行体制等

前年度同様に過年度分の定期報告書を行政庁に提出し、行政庁からの指摘事項もなく完了することができた。

健康・福祉プラザ健康増進施設及び宿泊研修施設については、暫定1年間の指定管理者であるため、適正な管理運営計画を作成し、次年度以降も指定管理者としての指定が受けられるよう準備を進めていく。

また、その他の管理事務に関しても、関係法令等を遵守するとともに、引き続き公益財団法人としてのコンプライアンス重視の組織づくりを進めるため、職員への啓発に努めガバナンスの強化を図る。

#### 2 情報開示

公益財団法人としての公益性、透明性の確保のためには、情報開示は不可欠であることから、事業計画や事業報告、決算に関する財務諸表、運営する事業の内容などについては、インターネット等を通じて適宜情報を公開する。